

2023. 4

 上十三ほうじん会報No.141



公益社団法人 上十三法人会 広報委員会
十和田市西二番町4-11 十和田商工会館 3階

会長の独り言



会長 白山春男

先般、政府は新型コロナ対策としてのマスクの着用について、新たな方針を発表し、屋内・屋外を問わず個人の判断に委ねるといふ。ただし、医療機関を受診する際、重症化リスクの高い人が多い医療機関や高齢者施設などを訪れる際、通勤ラッシュ時といった混雑した電車やバスに乗る際には、マスク

着用を推奨するとの事。さらに5月には2類から5類に引き下げるとのアナウンスがされております。

インバウンドも青森空港のソウル便や台湾便が再開され、インバウンド需要も大いに期待するところであります。ようやく長いトンネルを抜け、明るい光明が差し込んでくるかのような思いとなりました。

このように昨年までのコロナ禍の中、疲弊した地方経済も中小商工業を中心とした景気回復に大きな期待をもっているところです。

しかし、当地域の中小企業はコロナ禍の影響だけではなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、特に寒冷地である当地域は、暖房用の灯油や電気料金の値上がり企業が一般家庭を圧迫している状況で、このまま続けば地方の中小企業は賃上げや人材確保についても今後、望めなくなると危惧しているところであります。このように経営環境が一段と厳しさを増している状況から、関係機関の皆さんは中小企業が存続を図れるように全力で取り組んで欲しいものです。また、法人税軽減税率15%の本則化、事業承継税制の拡充、消費税インボイス制度の弾力的対応、中小企業の活性化の税制措置の確立なども合わせてお願いしたいものです。

ロシアによるウクライナ侵攻は1年を経過しましたが、まだまだ戦闘が続き、消耗戦が続いているようですが、そろそろ関連する各国が集まり、国連の場で知恵を絞って武力によらない平和的解決に向かって力を合わせて努力し、世界の国々が抱える課題であるSDGs（持続可能な開発目標）を達成するためにも、国連の場で平和的解決に向かって力を合わせて努力して頂くようお願いいたします。

CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 白山春男
- 税の絵はがきコンクール……………3
- 十和田税務署だより……………4
- 本部・支部だより……………6
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



■ 八甲田連峰と白鳥

大岳（1,585m）を主峰として高田大岳、井戸岳、赤倉岳、前嶽、田茂菟岳、小岳、硫黄岳、石倉岳、雛岳と10の山々を北八甲田、櫛ヶ峰をはじめ6峰の山々を南八甲田といひます。

春めいた日差しの中、白鳥は北へ帰る飛行の準備をしています。

税の絵はがきコンクール 上十三からの応募 378点

女性部会主管による第7回「税の絵はがきコンクール」に、今年も管内17校の小学6年生378名から作品が寄せられました。

上十三女性部会で先行された10点は、青森県連で更なる厳選な審査を経て、おいらせ町立甲洋小学校の倉館ここあさんが、(一社)青森県法人会連合会女性部会連絡協議会入賞および上十三法人会長賞のダブル受賞となりました。

十和田税務署長賞には十和田市立南小学校の伊藤 百架さん、そして上十三法人会女性部会長賞には十和田市立北園小学校の高田 侑輝さんが選ばれました。

なお、今回の税の絵はがきコンクールには、東北全体で789校19,601点、県内では66校2293点の応募がありました。



倉館ここあさん



伊藤百架さん



高田侑輝さん

新会員募集中!

「法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として全国で約75万社の企業が加入しています。

公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発や租税教育を積極的にすすめています。

当会では、新会員を募集しております。会員の皆様方のお知り合いで未加入企業がありましたら、是非ご紹介をお願いいたします。併せて、青年部会員と女性部会員も募集中!

連絡先/公益社団法人 上十三法人会
☎0176-25-3435

企業税務コンプライアンス 向上のための取組

本取り組みは、国税庁、日税連の協力により法人会で作成した「自主点検チェックシート」「自主点検ガイドブック」により、企業自らが内部統制面や経理面の資質向上に向け自主点検を行い、これを通じて企業の成長をめざし、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待するものです。

自主点検チェックシート、自主点検ガイドブックは、当法人会のホームページからダウンロードができますので、是非ともご活用ください。

(後援: 国税庁)

<http://houjin-13.or.jp/>

十和田税務署だより

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート

令和4年9月
(令和4年12月改訂)

◆ インボイス制度は、令和5年10月1日から始まります。インボイス発行事業者になる場合は、登録申請手続を行う必要があります。登録申請手続の詳細は、インボイス制度特設サイトの「申請手続」をご確認ください。

申請手続



現在、消費税の免税事業者である方を含め、ご自身の事業の内容などに応じて、登録の可否など、インボイス制度にどのように対応するかご検討ください。

◆ 本チェックシートは、インボイス発行事業者の登録を受けるかの判断や、登録を受ける場合の事前準備などの参考としていただくために、基本的な項目をまとめたものです。

(ご参考) こちらも併せてご参照ください。

① **国税庁「インボイス制度特設サイト」**

インボイス制度に関する説明会の開催案内や制度の概要に関する各種資料等を掲載しています。

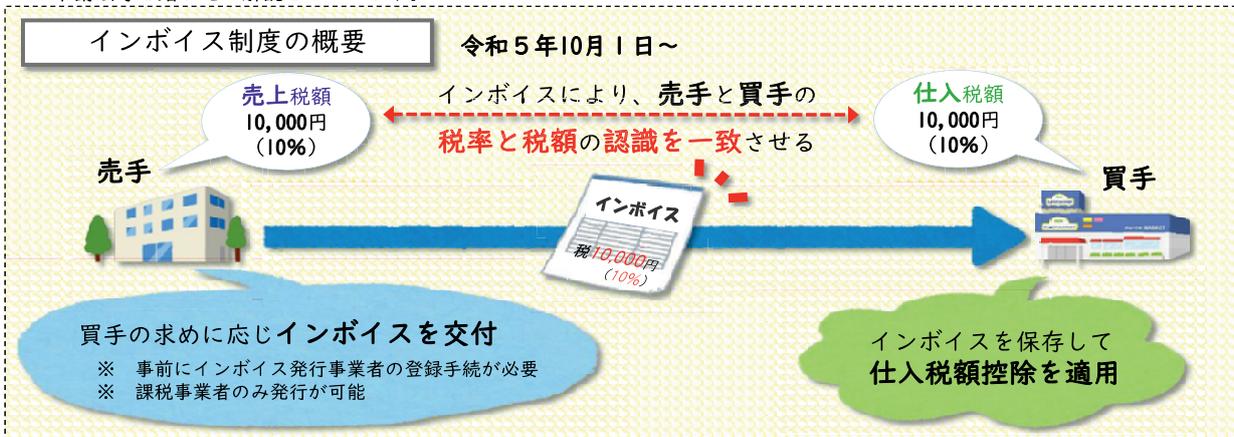
① 国税庁
ホームページへ



② **「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」**

免税事業者の方や、取引先が免税事業者である場合の対応に関する考え方について独占禁止法や下請法等を踏まえた解説をしています。

② 公正取引委員会
ホームページへ



インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート (登録編)



まずはインボイス発行事業者の登録要否の判断から…

- ・インボイス発行事業者の登録を受けるかどうかは事業者の任意です。
- ・現在免税事業者の方であっても、事業の内容などに応じて、登録を受けるか検討しましょう。

□ **売上先がインボイスを必要とするか検討しましょう**

- 消費者や免税事業者である売上先は、インボイスを必要としません。
- 売上先が簡易課税制度を選択している課税事業者の場合も、売上先はインボイスを必要としません。
- それ以外の課税事業者である売上先は、仕入税額控除のために貴社が交付するインボイスの保存が必要ですが、制度開始から6年間は、免税事業者からインボイスの交付を受けられずとも、仕入税額の一定割合(80%・50%)を控除できます。
- 売上先の数が少ない場合は、売上先に直接相談することも考えられます。

□ **登録を受けた場合・受けなかった場合について検討しましょう**

- 登録を受けた場合、売上先がインボイスを求めたときは、記載事項を満たしたインボイスを交付する必要があります。
- 現在免税事業者の方であっても、登録を受けると、課税事業者として申告が必要となります(簡易課税制度を適用することで、仕入税額の計算や仕入税額控除のための請求書等の管理等に関する事務負担の軽減を図ることができます)。
- 登録を受けている間は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても免税事業者となることはなく、課税事業者として申告が必要となります。
- 登録を受けなかった場合、インボイスを交付できませんが、売上先は、制度開始から6年間は仕入税額の一定割合(80%・50%)が控除できる経過措置が適用できます。なお、この期間の終了後は、貴社からの仕入について仕入税額控除ができなくなります。また、登録を受けない場合でも、インボイスに該当しない請求書等は交付できます。

□ **登録を受ける場合は、登録申請書を提出しましょう**

- 登録を受ける場合は、登録申請手続を行う必要があります。e-Taxによる登録申請手続をぜひご利用ください。
- 個人事業者における屋号や主たる事務所等の所在地など、一定の事項を申出により併せて公表できます。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（売手編）



次に**売手としての準備**に取りかかりましょう

- 取引ごとにどのような書類を交付しているか確認しましょう**
 - 雑収入等も含め、売上先が事業者である取引についてインボイスの交付が求められる取引かどうか併せて確認しましょう。
 - インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
 - 都度「納品書」の交付か、月締め「請求書」の交付か、レシート・手書き領収書の交付があるかなど確認しましょう。
- 交付している書類等につきどう見直せばインボイスとなるか検討しましょう**
 - インボイスは、登録番号、適用税率、消費税額等の記載が必要となります。
 - 消費税額に1円未満の端数が生じた場合「1のインボイス当たり税率ごとに1回」端数処理を行うことになります。
 - 相互に関連する複数の書類で記載事項を満たすことも可能です。
 - 売上先が作成する「仕入明細書」「支払通知書」などにより支払いを受けている場合、売上先は、これらの書類により仕入税額控除を適用することもできます。この場合、貴社は売上先にあらためてインボイスの交付は不要です。
 - 何をインボイスにするか、どう交付するか、システム改修等も含めて考えましょう。
- 売上先に登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有しましょう**
 - 登録を受けた旨や何をインボイスとするか、交付方法等について、貴社と売上先で認識を共有することが円滑な準備にとって重要です。貴社も準備を行っているとなれば、継続的な取引関係のある売上先の安心につながるとも考えられます。
- インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法を検討しましょう**
 - 写しの保存は、コピーに限られません。電子データや一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
 - 売上税額の計算方法は、割戻計算と積上計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）
- 必要に応じて価格の見直しも検討しましょう**
 - それまで免税事業者だった方は、商品やサービスの価格について消費税を加味して見直しましょう。

インボイス制度への事前準備の基本項目チェックシート（買手編）



その次に**買手としての準備**に取りかかりましょう

- 簡易課税制度を適用するかを確認しましょう**
 - 簡易課税制度を適用する場合、仕入税額控除のためにインボイスの保存は不要です（よって、以下の項目は検討不要）。
- 自社の仕入れ・経費についてインボイスが必要な取引か検討しましょう**
 - 継続的でないような一度きりの取引、少額な取引についても原則としてインボイスの保存が仕入税額控除の要件となります。
 - 3万円未満の公共交通機関や従業員に支払う日当や出張旅費、通勤手当などインボイスの保存が不要となる特例もあります。
- 継続的な取引については、仕入先から受け取る請求書等が記載事項を満たしているか確認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう**
 - 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確認しましょう。
 - 何がインボイスとなるかについて、仕入先との間で認識を統一しておくことが重要です。
 - 必要に応じて価格の見直し等を相談しましょう。また、価格の見直し等の相談を受けることもあります。
- 受け取った請求書等をどのように保存・管理するか検討しましょう**
 - 請求書を、登録番号のありなしで区分して管理できるようにすることが重要です。
 - 免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置（80%・50%控除）の適用を受けるには、区分記載請求書の保存が必要です。
 - 電子帳簿保存法のスキャナ・スマホ保存も検討しましょう。
- 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法を検討しましょう**
 - インボイス制度の開始後も帳簿の記載事項は変わりません。
 - インボイス保存不要の特例や免税事業者からの課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける場合、その旨の記載が必要です。
 - 仕入税額の計算方法は、積上計算と割戻計算があります。（売上税額を積上計算すると仕入税額も積上計算が必要です。）

本部・支部だより

◆本部

2月17日(金)

新春講演会

「2023年政局展望と国際情勢

～ポストコロナ時代はどうなる～

講師：ジャーナリスト・東海大学教授

SPIRIT平和戦略国際研究所

所長 末延 吉正 氏

(サン・ロイヤルとわだ)

〈共催/十和田支部〉



3月24日(金)

第3回理事会・福利厚生制度説明会

(サン・ロイヤルとわだ)

◆野辺地町支部

1月13日(金)

新春講演会

「青森県平川市の温泉施設『福屋』を

5年で売上2倍！その具体策を教えます！」

講師：タグボート(株)

代表取締役 水口 清人 氏

(まかど観光ホテル) 〈共催〉



◆十和田湖町支部

1月20日(金)

新春講演会

「お金をかけずにガッチリ掴む

『地域密着の集客・営業術』

講師：株式会社 i i

代表取締役 上久保 瑠美子 氏

(十和田市 西コミュニティセンター) 〈共催〉



◆おいらせ町支部

1月20日(金)

新春講演会

「税務署の仕事～これまでとこれから～」

講師：十和田税務署

署長 古内 教司 氏

(おいらせ町商工会館) 〈共催〉



◆七戸支部

1月20日(金)

新春講演会

「免疫力の高め方

ビジネスパーソンに必要な体調管理の基礎知識」

講師：スリープ・パフォーマンスカンパニー

代表 小林 瑞穂 氏

(七戸町商工会館) 〈共催〉



◆六戸町支部

1月26日(木)

新春講演会

「青森県平川市の温泉施設『福屋』を
5年で売上2倍！その具体策を教えます！」

講師：タグボート(株)

代表取締役 水口 清人 氏
(六戸町商工会館)〈共催〉



青年部会だより

1月16日(月)

研修委員会 (法人会事務局)

3月7日(火)

経営セミナー

「～現役経営者から学ぶ～ 奇想天外な経営法」

講師：(株)ジェイジェイエフ

代表取締役 志村 保秀 氏

(サン・ロイヤルとわだ)

〈共催 / 十和田支部〉



令和5年度
租税教室開催予定

開催日	開催場所
4月26日(水)	甲地小学校
5月9日(火)	南小学校
5月9日(火)	松陽小学校
5月11日(木)	法奥小学校
5月11日(木)	三川目小学校
5月11日(木)	北園小学校
5月15日(月)	甲洋小学校
5月30日(火)	開知小学校
6月1日(木)	六戸小学校
6月2日(金)	木ノ下小学校
6月14日(水)	下田小学校
6月16日(金)	四和小学校
6月26日(月)	沢田小学校
6月29日(木)	西小学校
6月29日(木)	七戸小学校
7月14日(金)	深持小学校
4月頃決定見込	三本木小学校

女性部会だより

2月6日(月)

正副部会長会議 (法人会事務局)

2月15日(水)

税の絵はがき作品展示会準備

(十和田奥入瀬合同庁舎1階)

2月16日(木)～3月31日(金)

税の絵はがき作品展示会

(十和田奥入瀬合同庁舎1階)

4月スケジュール

12日(水)

青年部会監査会・役員会

18日(火)

女性部会監査会・役員会

協会けんぽからのお知らせ

令和5年度 協会けんぽ青森支部の保険料率について

全国健康保険協会(協会けんぽ)青森支部では、県内の中小企業の従業員とそこご家族が加入する健康保険事業を運営しています。

令和5年度における青森支部の健康保険料率及び全国共通の介護保険料率は、3月分(4月納付分)から以下のとおりとなります。

・健康保険料率9.79%(現行10.03%) ・介護保険料率1.82%(現行1.64%)

【お問い合わせ先】

全国健康保険協会青森支部

青森市長島2-25-3 ☎017-721-2713 <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/aomori/>

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう 企業保障の 大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これからも会員のみなさまと共に歩み、
企業保障の大きな傘で会員のみなさまをお守りしてまいります。

事故

納税資金

天災

退職金

病気

ケガ

入院

弔慰金

借入金



DAIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社 八戸営業所 /
八戸市大字廿三日町10番地石万ビル2F
TEL 0178-43-3105

AIG AIG損害保険株式会社

AIG支店 八戸支店 /
青森県八戸市三日町2(青銀・明治安田ビル4F)
TEL 0178-24-1271